

くらしの安心情報

情報ファイル NO.99

平成 22 年 11 月 16 日

インターネットのサイトを検索して、データ入力の内職に必要という教材購入などの契約をしました。解約できるでしょうか？

相談内容

【相談者 30代 女性】

家計の足しにと思い、インターネットでパソコンデータ入力の内職情報を検索しました。「仕事をするためには、まずトレーニングを受け、簡単なテストに合格しなければならない。その為には、まず教材を購入することが必要。」との広告があり、2週間前に契約をしました(約30万円)。しかし、実際にトレーニングを受けましたが、テストになかなか合格せず、続ける自信がなくなったので、解約したいのですが...

対処方法

これは、仕事を提供すると誘い、その仕事をするために必要だと言って商品を買わせる「内職商法」の事例ですが、結局、仕事が提供されず、商品の支払いだけが残るといった被害に陥ることがほとんどです。

この相談のように、最近はインターネットのサイト広告を見て、契約するケースが多くあります。

・ 相談者には、この商法は法律で「業務提供誘引販売取引」に該当し、クーリング・オフ* ができるので、早急にクーリング・オフ通知を出すよう助言しました。

(* 契約書面を受け取った日から20日間無条件で解約できる制度)

・ 内職をするに当たり、高額な商品の購入が必要と言われたら要注意、安易に契約しないことが必要です。

・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

広告と話が違
うのでは...



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890